

## 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築について

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課 地域共生社会推進室

室長補佐 高坂 文仁

# 地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



## 日本の社会保障の特徴

日本の社会保障は、「自助」「互助」「共助」「公助」に分類される

この4つの「バランス」を、社会の変化（個人の状況）にあわせて組み合わせていく

自助

互助

共助

公助

- 社会保障・労働制度は、「自助」と「互助」で対応が難しい場合に、これらを「補完する」ものと位置づけられてきた
- 公的支援制度は、社会の変化を背景に生じるリスク・ニーズに対し、**対象者を定め**（例：高齢者、障害者、子育て家庭、低所得者など）、**典型的なサービスを準備**する形で順次、制度を拡充

## なぜ地域共生社会の実現を目指すのか

### <いま起こっていること>

- 世帯構造の変容
- 共同体機能の脆弱化
- 人口減による担い手不足

### <対応できていないニーズ>

- 世帯の複合課題
  - ✓ 本人又は世帯の課題が複合（8050、ダブルケア等）
- 制度の狭間
  - ✓ 制度の対象外、基準外、一時的なケース。
- 自ら相談に行く力がない
  - ✓ 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難。社会的孤立・排除
  - ✓ 周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振り
  - ✓ 「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い

## なぜ地域共生社会の実現を目指すのか

社会構造の変化、支援ニーズの複雑化・複合化には、従来型の社会保障だけでは対応できない

これまでの制度、分野の壁を超えていくことが必要

### ✓ 「縦割り」という関係を超える

- ・ 制度の狭間の問題に対応
- ・ 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・ 1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

### ✓ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・ 一方向から双方向の関係性へ
- ・ 支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

### ✓ 「世代や分野」を超える

- ・ 世代を問わない対応
- ・ 福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える  
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業 etc...)

# 地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

## 平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。**（法第106条の3）
  - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
    - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
    - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
    - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。**
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

## 地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。  
<最終とりまとめで示された方向性>
- 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。**
  - I 断らない相談支援      II 参加支援      III 地域づくりに向けた支援

（※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）  
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）      等

## 令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための**「重層的支援体制整備事業」**を創設し、その財政支援等を規定

- 市町村は、下記の施策の積極的な実施等を通じ、
  - ・ 地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、
  - ・ 様々な地域生活課題に向けた支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- ・ **地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備**

例：住民の参加を促す人への支援、住民の交流拠点や交流の機会づくり

- ・ **住民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくり**

例：地区社協、地域包括支援センター等での総合的な相談、住民どうしの見守り

- ・ **支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくり**

例：各種相談支援機関等が連携の下で、様々な地域生活課題の解決に向けた支援を一体的に行う体制づくり

# 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

## 地域共生社会の実現 (第4条第1項)

### 地域福祉の推進

(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携  
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

### 包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

### 重層的支援体制整備事業

(第106条の4)



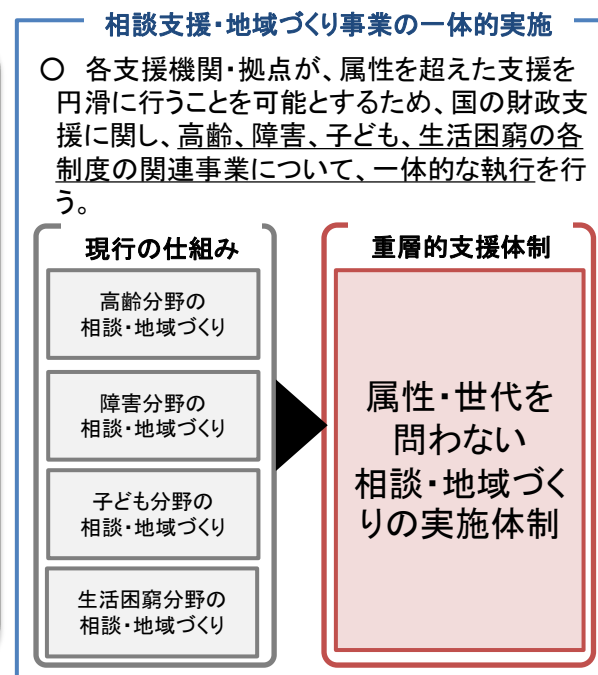
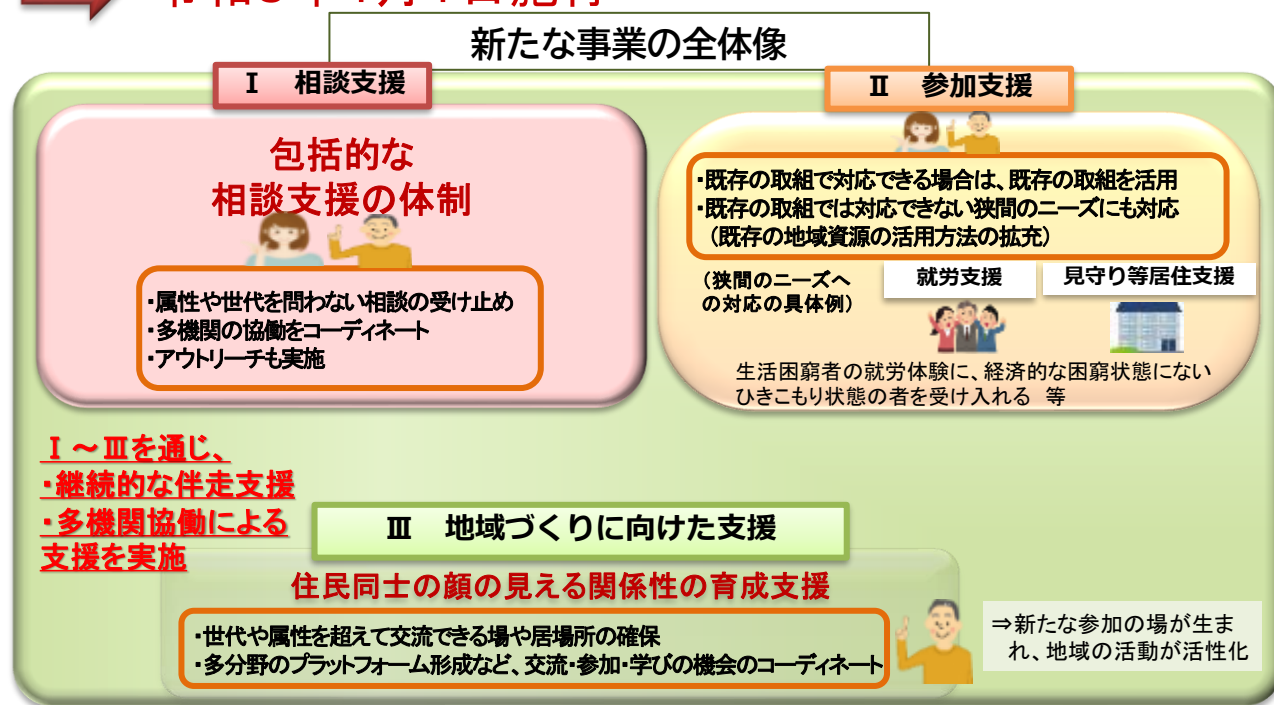
# 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

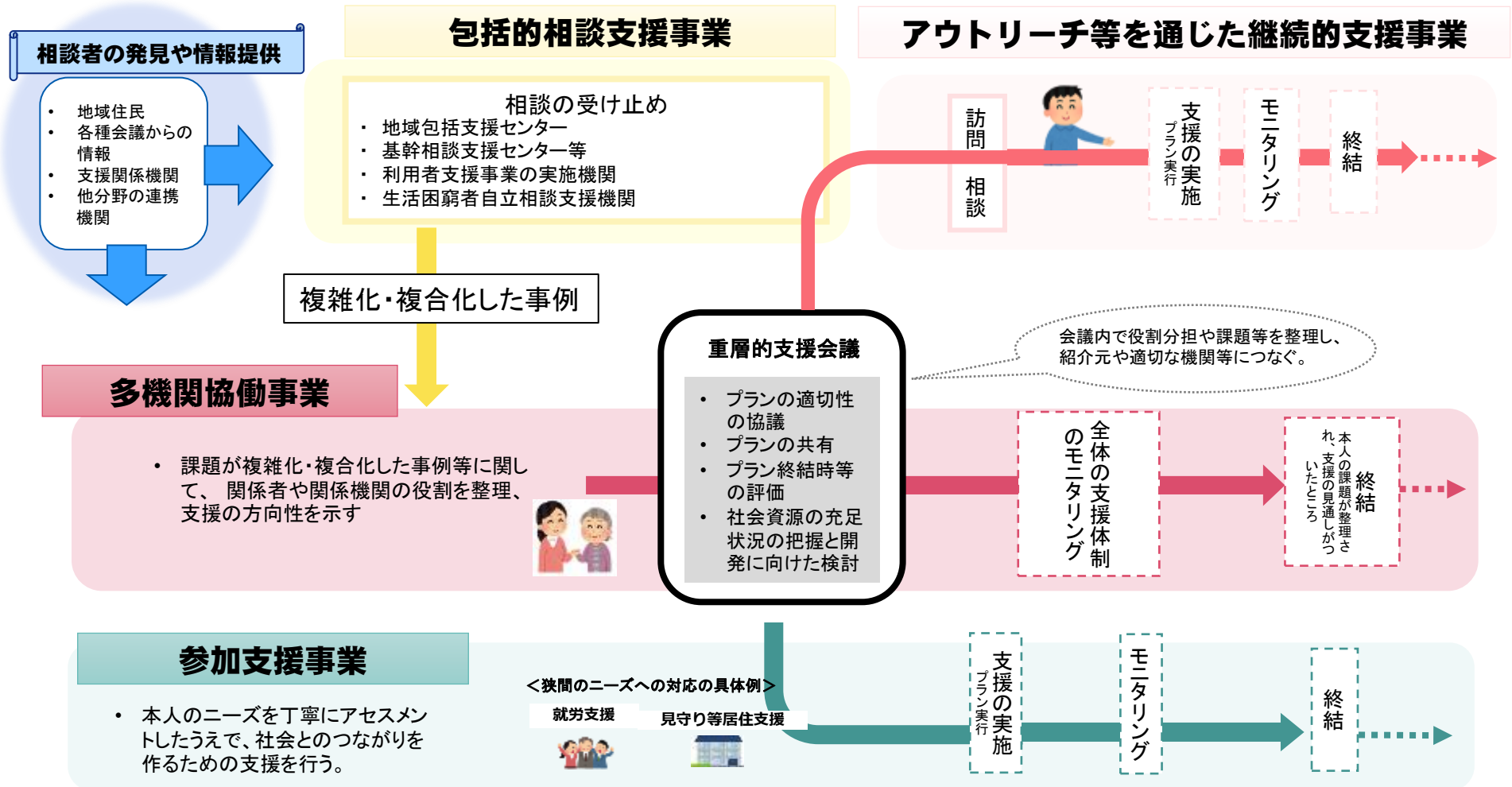
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は**必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について**一体的に執行できるよう、交付金を交付する。**

→ **令和3年4月1日施行**



# 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

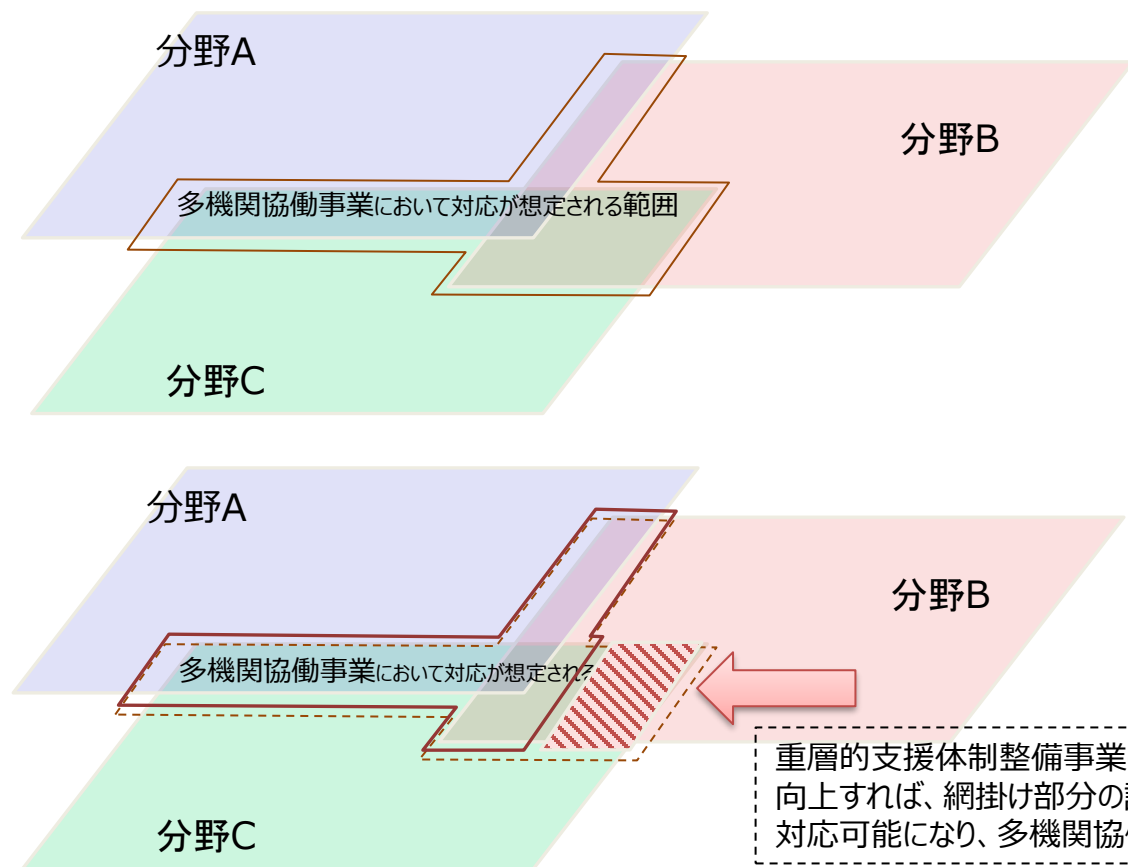
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。  
 ※ アウトレイチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

# 重なっている部分がこの事業のターゲット

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが本**事業**の狙い。



## ① 具体的な対象範囲を知るために

まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切

潜在的なニーズや狭間のニーズを抱える事例についても関係者間での共有することも重要



## ② 困難事例の押し付けにしないために

多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。

**個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。**

重層的支援体制整備事業の成果で分野Bの課題対応力が向上すれば、網掛け部分の課題については、分野Bの中で自ら対応可能になり、多機関協働事業の範囲は縮小。

## 包括的な支援体制の整備に向けて

- 「“我がまち”でどのような包括的な体制を整備していくか」を検討する際には、我がまちで何ができているか、どんな社会資源があるのかを踏まえて、関係者間で議論を積み重ねる過程が重要

これまでも包括的な支援体制の整備に向けた取組は、様々な主体で、様々な形態で行われてきた

- 全く新たな取組を別々に行うのではなく、
  - ① いま「やっていること」、「できていること」を持ちより
  - ② それらを、広げたり、重ねたり、かけ合わせたり、して、できることを、みんなで考えていく

重層的支援体制整備事業は、そういったさまざまな分野や主体が連携しやすくなるための共有して使ってもらえるツールとして、活用いただきたい

# 令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R4.11時点）

北海道	旭川市	埼玉県	川越市	福井県	福井市	滋賀県	彦根市	岡山県	岡山市
	七飯町		越谷市		敦賀市		長浜市		美作市
	妹背牛町		狭山市		あわら市		草津市		呉市
	鷹栖町		草加市		越前市		守山市		三原市
	津別町		桶川市		坂井市		甲賀市		東広島市
	厚真町		ふじみ野市		甲州市		野洲市		廿日市市
	音更町		川島町		松本市		高島市		宇部市
	鹿追町		鳩山町		飯田市		米原市		長門市
	広尾町		船橋市		伊那市		竜王町		高松市
	幕別町		柏市		飯綱町		長岡京市		さぬき市
青森県	鯿ヶ沢町	市川市	岐阜市	京都府	豊中市	愛媛県	宇和島市		
岩手県	盛岡市	木更津市	関市	大阪府	高槻市	高知県	高知市		
	遠野市	松戸市	熱海市		枚方市		本山町		
	矢巾町	市原市	函南町		八尾市		中土佐町		
	岩泉町	香取市	岡崎市		東大阪市		黒潮町		
宮城県	仙台市	八王子市	豊田市		富田林市	福岡県	久留米市		
	涌谷町	墨田区	半田市		高石市		大牟田市		
	能代市	大田区	春日井市		交野市		八女市		
	大館市	世田谷区	豊川市		大阪狭山市		糸島市		
	湯沢市	渋谷区	稲沢市		阪南市		岡垣町		
秋田県	由利本荘市	中野区	東海市		太子町	佐賀県	佐賀市		
	大仙市	豊島区	大府市	姫路市	熊本県	大津町			
	山形県	立川市	知多市	尼崎市		益城町			
福島県	福島市	調布市	豊明市	明石市	大分県	中津市			
	須賀川市	国分寺市	長久手市	芦屋市		津久見市			
茨城県	土浦市	狛江市	東浦町	伊丹市		竹田市			
	古河市	西東京市	美浜町	加東市		杵築市			
	那珂市	鎌倉市	武豊町	奈良市		九重町			
	東海村	藤沢市	四日市市	三郷町	都城市				
栃木県	宇都宮市	小田原市	伊勢市	川上村	宮崎県	小林市			
	栃木市	茅ヶ崎市	松阪市	和歌山市		日向市			
	市貝町	逗子市	桑名市	鳥取市		三股町			
	野木町	秦野市	名張市	米子市	189自治体				
群馬県	太田市	富山市	亀山市	倉吉市					
	館林市	氷見市	鳥羽市	智頭町					
	みどり市	金沢市	いなべ市	北栄町					
	上野村	小松市	志摩市	松江市					
	みなかみ町	能美市	伊賀市	出雲市					
玉村町		御浜町	大田市	美郷町					
			島根県	吉賀町					

※参考  
 うちR4重層事業 134自治体  
 うちR4移行準備事業 41自治体  
 うちR2以前モデル事業 125自治体



# 地域共生社会の推進に向けた普及・啓発の取組（令和2年度～）

## 令和2年度

- 7月 都道府県・指定都市・中核市地域共生担当者全国会議
- 10月 都道府県・市町村職員担当者全国研修
- 11月～1月 市町村・事業者担当者全国8ブロック研修
- 2月 地域共生社会シンポジウム（対象：地域住民、関係団体等）
- 3月 支援者向け全国研修

## 令和3年度

- 4月 地域共生ポータルサイト開設
- 5月～3月 都道府県主催の研修会・セミナー等への国職員派遣  
市町村、民間団体が主催する各種の説明会・セミナー等にも依頼に応じて随時国職員を派遣
- 8月～1月 都道府県・重層的支援体制整備事業実施自治体職員・事業者向け全国研修
- 12月～2月 市町村・事業者担当職員全国6ブロック研修

## 令和4年度

- 5月～3月 都道府県主催の研修会・セミナー等への国職員派遣
- 8月～2月 都道府県、重層的支援体制整備事業実施自治体職員・事業者向け全国研修

## 令和5年度（予定）

- 4月～6月 厚生労働省note 短期集中連載
- 5月～3月 都道府県主催の研修会・セミナー等への国職員派遣
- 8月～2月 都道府県、重層的支援体制整備事業実施自治体職員・事業者向け全国研修

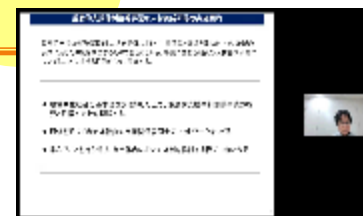
### ◆R3～R4年度重層実施自治体事例 厚労省HPに掲載中

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 地域共生社会の推進  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html)

令和3年4月～ポータルサイト開設



R3～R4研修教材 HPにて配信



厚生労働省note コラム

地域共生社会を考えるコラム



## 地域共生社会を考えるコラム

記事はこちらよりご覧ください



🔍 厚生労働省 note

2023年4～6月に短期集中連載。地域共生社会の事例など合計6本の記事を公開中  
気に入っていただけたら、ぜひスキ❤️を押してください！

### 厚生労働省noteとは？

厚生労働省では、広報改革の一環として、自分たちの言葉で直接情報を届けることで国民に身近な存在として感じてもらい、信頼につなげるための“顔の見える広報”に取り組んでいます。noteでは、これまで裏方に徹していた厚生労働省職員があえて「ひとりの担当者」として登場し、政策や職員の思いを伝えます。